

広島県告示第六百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年七月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

鞆松永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
福山市柳津町一丁目二二五五番一地从先から 福山市今津町四丁目七六番一地从先まで	旧	四・〇〇〇 三六・二〇〇 〇 一九・二〇〇 〇 〇	一八二二・〇 〇 一六一一・〇	
福山市柳津町一丁目二二五五番一地从先から 福山市今津町四丁目二五番一地从先まで	新	一九・二〇〇 〇 二六・〇〇	一六一一・〇 〇	ダブルウェイ 解除 一部幅員減少 不用物件延長 二六六四・五 〇メートル